

令和 7 年 1 月 31 日
西棟 6 階第 6 会議室
午前 10 時 00 分～

令和 6 年度第 1 回杉並区地域福祉施策推進懇談会
次 第

- 1 開会
- 2 懇談会の概要について ＜資料 1＞
- 3 委員紹介 ＜資料 2＞
- 4 懇談会の運営について
- 5 議題
 - (1) 杉並区地域福祉推進計画の概要・課題等について
 - ①杉並区地域福祉推進計画の概要・課題等 ＜資料 3＞
 - ②包括的な支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業の取組 ＜資料 4＞
 - ③困難な問題を抱える女性への支援に向けた取組 ＜資料 5＞
 - (2) 杉並区地域福祉推進計画の進捗状況確認・評価等について ＜資料 6＞
- 6 意見交換
地域福祉における課題や団体等の取組
- 7 その他
- 8 閉会

【配布資料】

- 資料 1 杉並区地域福祉施策推進懇談会運営要綱
資料 2 杉並区地域福祉施策推進懇談会委員名簿
資料 3 杉並区地域福祉推進計画 概要
資料 4 包括的な支援体制の構築に向けた取組
資料 5 困難な問題を抱える女性への支援に向けた取組
資料 6 杉並区地域福祉推進計画 進捗状況

杉並区地域福祉施策推進懇談会運営要綱

令和 6 年11月18日

杉並 第 45514 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区地域福祉施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並区地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 地域福祉施策の推進に関すること。
- (3) その他保健福祉部長が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
 - (2) 区内関係団体等から推薦を受けた者 6 人以内
 - (3) 地域福祉に関する活動を行う者 6 人以内
 - (4) その他保健福祉部長が必要と認める者
- 2 構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて保健福祉部長が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、保健福祉部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

令和 6 年度 杉並区地域福祉施策推進懇談会委員名簿

No.	選出分野	所 属	氏 名
1	学識経験者	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科 教授	ヒシヌマ 菱沼 ミキオ 幹男
2		地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 研究副部長	ムラヤマ 村山 ヒロシ 洋史
3	関係団体等推薦	杉並区民生委員・児童委員協議会 和田堀地区	モリタ 森田 ジュン 準
4		杉並区保護司会 会長	モガミ 最上 ケイコ 恵子
5	地域福祉に関する活動を行う者	NPO法人 ゆるゆるm a ～m a 理事長	コマツザキ 小松崎 アキコ 明子
6		NPO法人 おでかけサービス杉並 理事長	アキヤマ 秋山 シオリ 糸織
7		NPO法人 プロップK 理事長	イシヤマ 石山 ケイコ 恵子
8		まちナカ・コミュニティ西荻みなみ 代表理事	アキヤマ 秋山 フサコ 成子
9		一般社団法人 ひきこもりU X会議 理事	イシザキ 石崎 モリト 森人
10		社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 地域支援課長	ナカジマ 中島 アツシ 篤
11		公益社団法人 杉並区成年後見センター 主任相談員	スズキ 鈴木 ミカコ 美佳子

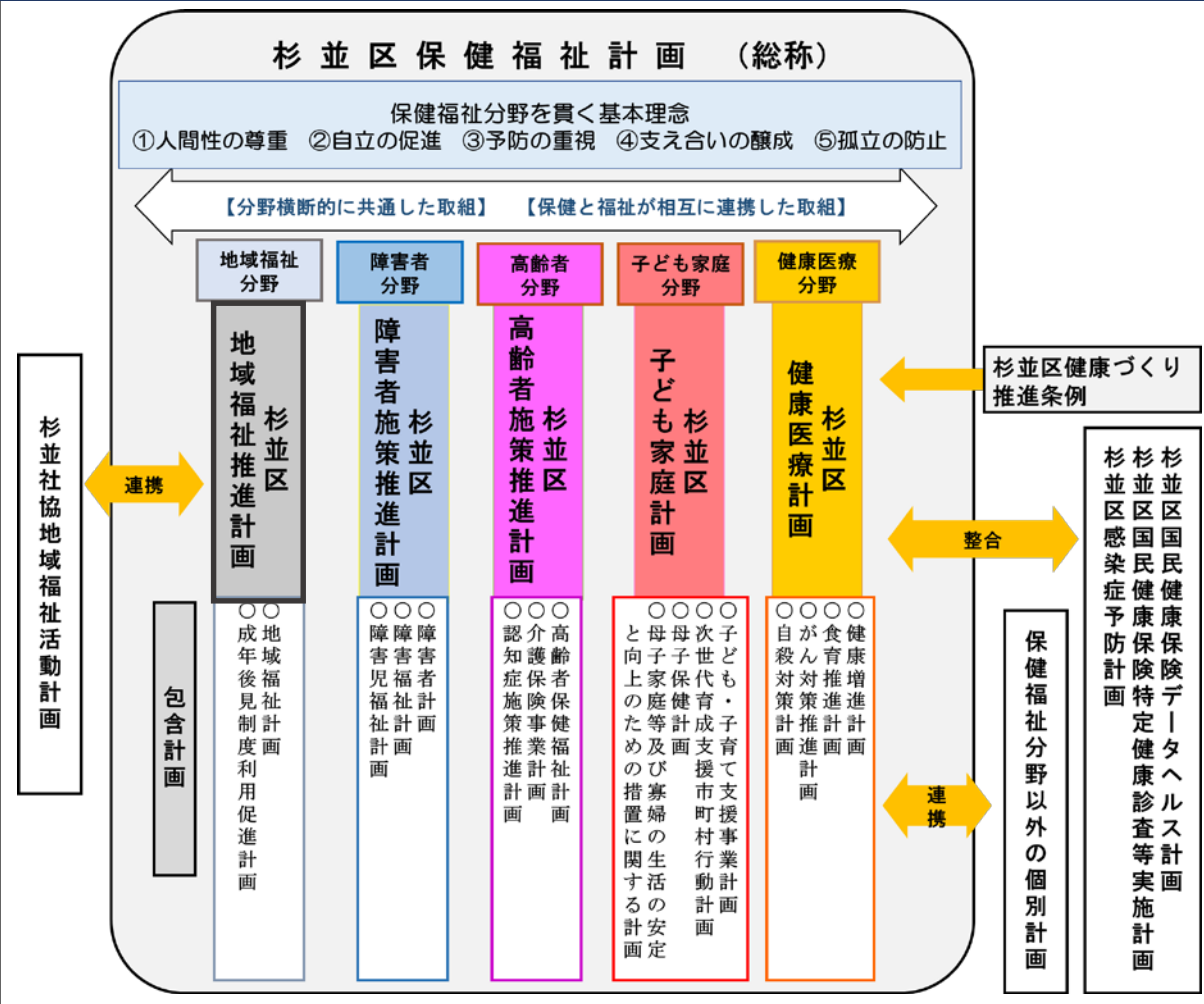
【事 務 局】

所 属	氏 名
保健福祉部長	井上 純良
保健福祉部計画調整担当課長	松田 由美
保健福祉部管理課計画調整担当係長	吉田 和代
保健福祉部管理課計画調整担当	岡部 亮太

【関係職員】

所 属	氏 名
保健福祉部在宅医療・生活支援センター所長	梅澤 明弘
保健福祉部在宅医療・生活支援センター地域ささえあい連携推進担当係長	坂本 尚美
保健福祉部杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長	吉川 英一
保健福祉部杉並福祉事務所高円寺事務所相談係長	齋木 多恵子
保健福祉部杉並福祉事務所生活自立支援担当課長	白石 輝彦
保健福祉部管理課地域福祉係主査	谷合 恵美子

計画の体系



区の実情と課題

- 生活困窮者自立支援法の施行
平成27年度に生活困窮者自立支援窓口（くらしのサポートステーション）を開設し、生活に困窮する人や、将来的に困窮するおそれのあるひきこもり等の若者を対象に、関係機関と連携しながら重層的に支援を実施。
- 包括的相談支援体制の構築
平成30年度に在宅医療・生活支援センターを開設し、複合的な課題等に対する相談機関の後方支援や住民が相互に支え合う地域づくりに取り組む。
⇒令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進していく取組を開始。
- 成年後見制度の推進
- 災害時要配慮者支援対策
- 孤独・孤立対策推進法の施行（令和6年4月1日）
 - ・孤独・孤立対策は全ての国民が対象
 - ・孤独・孤立の問題は個人の問題ではなく社会全体の問題
 - ・孤独・孤立対策とは、「つながりづくり」。つながりは、あらゆる分野で必要とされている。社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れる。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月1日）

計画の概要【第1章】

- 基本構想の福祉・地域共生分野が目指す将来像「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」の実現に向けて、区の地域福祉施策を総合的に展開していくための基本的な方向性と取組を示した杉並区保健福祉計画を構成する地域福祉分野の計画として策定
- 包含計画：社会福祉法第107条第1項の規定に基づく市町村地域福祉計画
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく成年後見制度利用促進計画
- 計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度の5年間。なお、上位計画の改定や国の方針策定・変更など計画の前提となる条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行う
- 区の地域福祉の推進に大きな役割を担っている杉並区社会福祉協議会の「杉並社協地域福祉活動計画」（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）と連携を図る

〈福祉・地域共生分野における取組の方向性〉

- ▶ 互いを理解し、認め合い、支え・支えられながら暮らすことができる社会をつくる
- ▶ 地域に多様な社会基盤が整い、自分らしく歳を重ねることができるまちをつくる
- ▶ 多種多様なつながり方をつくり、孤立させないまちをつくる

計画の内容【第3章】 ※計画体系図（28ページ）

＜施策１＞地域における支え合い
・助け合いの取組の充実

【事業】

- ▶地域における支え合い・助け合いの推進
- ▶地域の見守り体制の充実
- ▶地域活動団体との協働
- ▶災害時における地域の支え合いの推進

(主な取組数 24)

＜施策２＞自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

【事業】

- ▶成年後見制度等の利用促進
- ▶権利擁護の仕組みの充実と虐待防止
- ▶身近な相談体制の充実
- ▶包括的相談支援体制の構築
- ▶生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- ▶生活保護受給者等の支援
- ▶住宅確保要配慮者等の居住支援
- ▶再犯防止等の推進
- ▶移動のための支援の充実

(主な取組数 47)

＜施策3＞地域福祉の基盤整備

【事業】

- ▶気軽に集い交流できる場の充実
- ▶情報発信の強化及び情報格差の解消
- ▶地域福祉の担い手の育成・支援
- ▶保健福祉サービスの質の向上
- ▶ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(主な取組数 35)

計画の推進に当たって【第4章】

- 社会福祉法107条第3項の規定に基づき、毎年、事業等の進捗状況の把握と効果検証を実施。
- 学識経験者や区内福祉関係者、区民等で構成する「杉並区地域福祉施策推進懇談会」を設置し、計画の進捗状況等の検証・評価を実施する。また、専門家や地域住民との対話を通じて意見を集約し、今後の計画の改定や見直し等に反映する。

包括的な支援体制の構築に向けた取組

ダブルケアや社会的孤立など、既存の制度の対象となりにくく、複合的な生活課題を抱えている世帯への支援では、一つの相談支援機関だけでは対応が困難であり、分野に捉われない仕組みが必要です。

そこで、区は、各分野の相談支援機関等が実施する「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進し、区と住民が相互に協力して生活課題を解決する包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

包括的な支援体制のイメージ

多職種が連携した取組

相談支援

分野を超えた
相談の受け止め
と関係機関
へのつなぎ



ポイント①

断らない相談窓口

ポイント②

支援会議（高度困難事例対応支援会議）
の開催

地域づくりに向けた支援

地域活動の支援や居場所づくり等

【高齢】生活支援コーディネーター
による地域づくりの推進

【障害】地域活動支援センターの運営・支援

【子ども】子ども・子育てプラザの運営 等



地域支え合いの仕組みづくり

ポイント④（地域福祉コーディネーターの配置）

相談支援

アウトリーチ等による分野を
問わない相談の受け止め
（出張福祉なんでも相談会
の開催等）



参加支援

社会的に孤立し、地域との
つながりがなかった住民を、
本人の希望に寄り添いながら
地域活動や居場所等へつなぐ



ポイント③

重層の支援会議の
開催

地域づくりに向けた支援

誰もが気軽に利用できる住民主体の
居場所づくりの支援等



ポイント①

断らない相談窓口

どこの窓口で相談したら良いか分からないと悩んでいる方は多くいます。また、こんな相談をしても良いのか、ここに相談をしても良いのかなど迷いながら相談する方もたくさんいます。相談支援機関の窓口では、「この窓口ではありません」と直ちに断るのではなく、まずは、相談者の話を受け止めてください。そして、相談者を関係機関へつなぐ際のサポートをするなど、相談者に寄り添った対応ができるように心掛けましょう。

相談を受け止める



関係機関へつなぐ



区のホームページ等のほか、下記アドレスor右二次元コードからも各分野の制度やサービスを検索することができます。

【LGWAN版URL】 <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/pr/jeZaZ>

【インターネット版URL】 <https://logoform.jp/pr/jeZaZ>

スマートフォン等での
検索はこちらから！



●問い合わせ先

在宅医療・生活支援センター地域ささえあい連携推進担当 電話：03-5335-7315（直通）

ポイント②

支援会議（高度困難事例対応支援会議）の開催

複合的な生活課題を抱えている世帯への支援など、一つの相談支援機関だけでは対応が困難な場合について、在宅医療・生活支援センターが相談支援機関からの相談を受け付けています。

在宅医療・生活支援センターでは、精神科医や弁護士、社会福祉士等が参加する支援会議（高度困難事例対応支援会議）の開催などを通じて、関係機関との調整等を行います。

相談支援機関を支援する流れ

1. 相談受付



相談支援機関から
相談を受け付けます

2. アセスメントの実施



相談支援機関と一緒に、世帯の
生活課題等をアセスメントします

3. 支援会議の開催



関係機関との調整や支援
方針の共有等を行います

4. モニタリングの実施



相談支援機関による支援の進捗
状況等を確認します

5. 支援終了



進捗状況等を踏まえ、
支援を終了

●問い合わせ先

在宅医療・生活支援センター包括的支援係

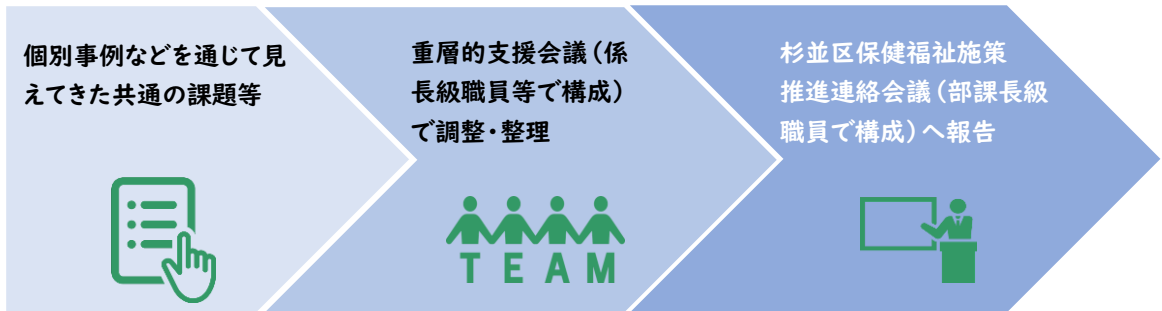
電話：03-5335-7316（直通）

ポイント③

重層的支援会議の開催

相談支援機関の取組や支援会議（高度困難事例対応支援会議）の個別事例などを通じて見えてきた共通の課題等を調整・整理するため、係長級職員等で構成する重層的支援会議を開催し、関係機関間の連携強化を図ります。

重層的支援会議には、各分野の相談支援機関のほか、まちづくり・教育など幅広い分野の関係機関や委託等事業者も必要に応じて参加してもらいます。



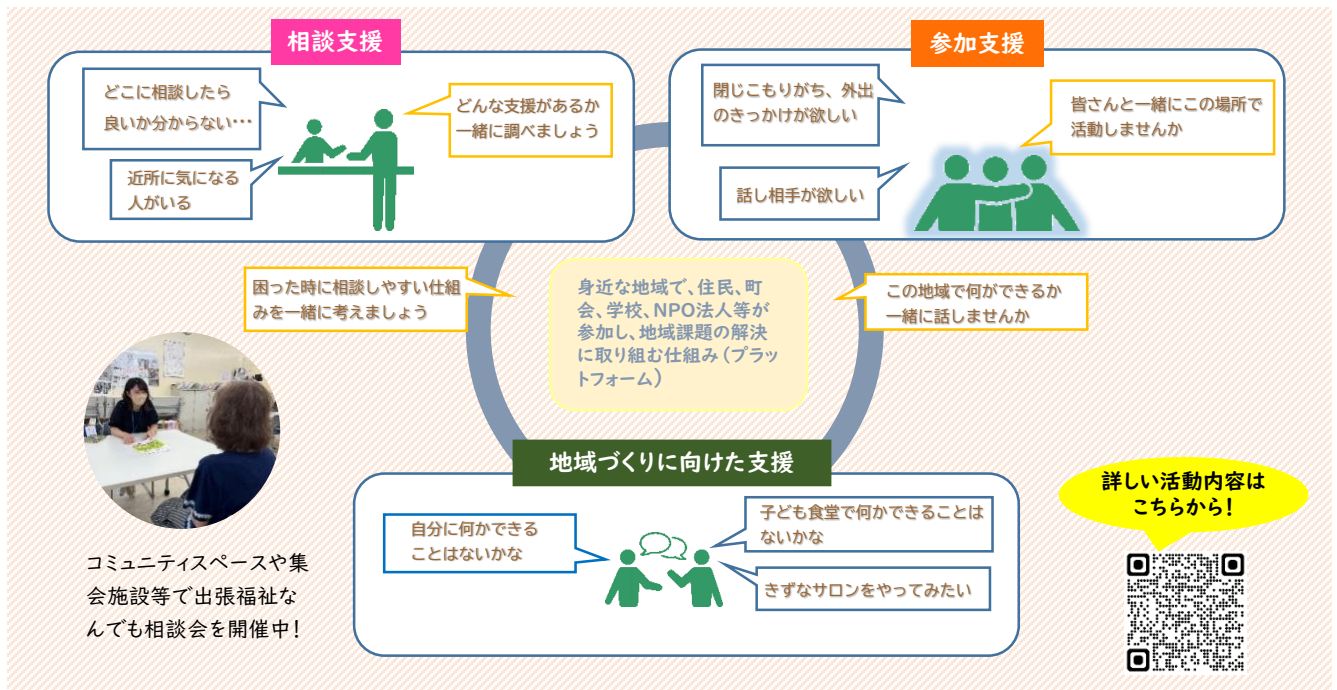
●問い合わせ先

在宅医療・生活支援センター地域ささえあい連携推進担当 電話：03-5335-7315（直通）

ポイント④

地域福祉コーディネーターの配置

西荻・荻窪・高円寺の各地域に地域福祉コーディネーターを配置し、住民のどこに相談して良いか分からない困りごとや悩みについて分野を問わず受け止め、地域活動や関係機関へつなぐとともに、住民等と一緒に課題解決に取り組むなど、地域における支え合いの仕組みづくりを行っています。地域福祉コーディネーターは、今後順次、区内全域に配置していく予定です。



●問い合わせ先

【委託先】杉並区社会福祉協議会（地域支援課地域福祉推進係）

電話：03-5347-1017（直通）

【委託元】在宅医療・生活支援センター地域ささえあい連携推進担当

電話：03-5335-7315（直通）



高齢

ケア24（地域包括支援センター）

高齢者の総合相談窓口

上井草	☎3396-0024	上井草3-33-10
下井草	☎5303-5341	下井草2-44-4
善福寺	☎5311-1024	西荻北4-31-11
上荻	☎5303-6851	上荻3-29-5
西荻	☎3333-4668	西荻南4-2-7
清水	☎5303-5823	清水2-15-24
荻窪	☎3391-0888	荻窪5-20-1
南荻窪	☎5336-3724	南荻窪2-28-13
阿佐谷	☎3339-1588	阿佐谷北1-3-12
成田	☎5307-3822	成田西3-7-4
松ノ木	☎5318-8530	松ノ木3-3-4
高円寺	☎5305-6151	高円寺南4-26-16
梅里	☎5929-1924	梅里1-7-17
和田	☎5305-6024	和田3-52-4
久我山	☎5346-3348	久我山3-47-16
高井戸	☎3334-2495	高井戸西1-12-1
浜田山	☎5357-4944	浜田山1-36-3
堀ノ内	☎5305-7328	堀ノ内1-6-6
永福	☎5355-5124	永福3-35-11
方南	☎5929-2751	方南2-6-28

障害

すまいる（障害者地域相談支援センター）

手帳の有無にかかわらず障害のある方やその家族の相談窓口

荻窪	☎3391-1976	荻窪5-20-1
高円寺	☎5306-6381	高円寺南2-24-18
高井戸	☎3331-2510	高井戸東4-10-5

生活困窮

福祉事務所

生活保護の受給やひとり親家庭の生活相談窓口

荻窪	☎3398-9104	天沼3-19-16
高円寺	☎5306-2611	高円寺南2-24-18
高井戸	☎3332-7221	高井戸東3-26-10

くらしのサポートステーション（生活自立支援窓口）

経済的な困り事や様々な生活の課題を抱えた方の相談窓口

☎3391-1751	天沼3-19-16
------------	-----------

保健・医療

保健センター

心と体の健康に関する相談窓口

荻窪	☎3391-0015	荻窪5-20-1
高円寺	☎3311-0116	高円寺南3-24-15
高井戸	☎3334-4304	高井戸東3-20-3
上井草	☎3394-1212	上井草3-8-19
和泉	☎3313-9331	和泉4-50-6

在宅医療・生活支援センター（在宅医療相談調整窓口）

在宅医療に関する相談窓口

☎3319-1380	天沼3-19-16
------------	-----------

子ども

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談窓口

杉並	☎5356-2601	阿佐谷北1-4-2
荻窪	☎5335-7877	荻窪5-20-1
高円寺	☎3315-2800	高円寺南3-31-3
高井戸	☎5913-9501	浜田山4-18-31

子どもセンター

子育て情報の提供及び子育ての相談窓口

荻窪	☎5347-2081	荻窪5-20-1
高円寺	☎3312-2811	高円寺南3-31-3
高井戸	☎5941-3839	高井戸東3-20-3
上井草	☎3399-1131	上井草3-8-19
和泉	☎3312-3671	和泉4-50-6

教育

済美教育センター

小・中学生やその保護者の相談窓口

来所教育相談	☎6379-5491	永福4-25-4
電話教育相談	☎6304-3017	

多文化共生

杉並区交流協会

外国人の相談窓口

☎5378-8833	阿佐谷南1-14-2
------------	------------

消費生活

消費者センター

契約上のトラブルなど消費生活に関する相談窓口

相談専用電話	☎3398-3121	天沼3-19-16
--------	------------	-----------

就労

就労支援センター

働きたい方のための相談窓口

若者就労支援センター	☎3398-1136	天沼3-19-16
ハローワーク	☎3398-8619	
ジョブトレーニングコーナー	☎6383-6500	

ワークサポート杉並（障害者雇用支援事業団）

障害のある方のための就労相談窓口

☎5346-3250	高井戸東4-10-26
------------	-------------

その他

成年後見センター

認知症等で判断能力が十分でない方の相談窓口

☎5397-1551	天沼3-19-16
------------	-----------

社会福祉協議会（福祉なんでも相談）

生活や地域の心配事についての相談窓口

☎5347-1017	天沼3-19-16
------------	-----------

外出支援相談センター もびーる

高齢や障害により外出が困難な方のための相談窓口

☎5347-3154	荻窪5-18-11サニーシティ荻窪103
------------	----------------------

困難な問題を抱える女性への支援に向けた取組

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「法」という。）の施行及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」（計画期間：令和6年度～10年度）を踏まえ、困難な問題を抱える女性の支援に関して、福祉分野では以下の取組を進めていく。

1 現在の取組及び今後の方向性

経済的困窮やDVといった様々な困難を抱える女性への支援は、福祉事務所において、相談や一時保護のほか、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援、生活保護等、関係各課や関係機関・地域団体等と連携しながら行っているが、法の施行を契機に、今後、より本人の意向を重視し、関係機関との連携をさらに密にし、自立に向けた支援を行うなどの事業改善を図っていく。

また、複雑化・複合化する課題に適切に対応するため、保健福祉部において、東京都基本計画に基づく取組や検討を行っていくこととする。

2 東京都基本計画に基づき区が取り組む課題

東京都から区市町村において取組を進めるよう依頼されている項目

- (1) 女性相談支援センターが実施する研修への積極的な参加
- (2) 支援調整会議の設置
- (3) 区市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定

3 女性相談支援センターが実施する研修への参加

福祉事務所職員は、階層別の研修や相談援助技術の向上のための実践的な研修に積極的に参加することで、女性支援に関する資質の向上を図る。（継続）

4 支援調整会議の設置

(1) 役割

法第15条第1項に規定する支援調整会議は、関係機関等※を集めて組織する会議体であり、以下の2つの役割を負っている。

- ① 個別ケースについて関係機関等が把握している情報を共有し、支援の方策を検討するとともに、当該ケースに関わる各関係機関等の役割や責任、連携の在り方等を確認すること。また、当該ケースについて、継続的なフォローアップを行うこと。
- ② 当該地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や地域で活用できる資源の把握、支援体制の全体像の検討及び評価等を行うこと。

女性相談支援センター、女性相談支援員、福祉事務所、保健センター、教育機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員、支援団体等

(2) 取組方法

①については、福祉事務所が現在実施している支援検討会議を支援調整会議（個別）と位置づけ、法の趣旨を踏まえ一層の充実を図る。（継続）

②については、令和7年1月設置の「杉並区地域福祉施策推進懇談会」（以下、「懇談会」という。）を「支援調整会議の代表者会議」と位置づけ、支援体制の検討等を行う。（新規）

(3) 杉並区地域福祉施策推進懇談会等

懇談会では、杉並区地域福祉推進計画の事業・取組のほか、困難な問題を抱える女性の問題や重層的支援体制整備事業、孤独・孤立対策など、地域福祉に関する複雑化・複合化した課題についても必要に応じて検討する。

また、保健福祉施策に関連する庁内組織間の更なる連携強化を図るため、「杉並区保健福祉施策推進連絡会議」において、課題の整理や連絡会での議論を共有する。

5 区基本計画の策定

福祉事務所を中心とした取組や支援調整会議での検討状況、総合計画・実行計画等や国・東京都等の動向等を踏まえ、令和7年度以降の計画策定に向けて関係各課と調整していく。

〈参考〉福祉事務所における取組実績

母子・女性相談件数	
令和3年度	2,715 件
令和4年度	2,859 件
令和5年度	2,592 件
令和6年度 (4月～9月)	1,259 件

	新規母子生活支援 施設入所世帯数	母子・女性緊急 一時保護件数	助産施設入所支 援数
令和3年度	9 世帯	20 件	5 件
令和4年度	12 世帯	22 件	8 件
令和5年度	9 世帯	22 件	9 件
令和6年度 (4月～9月)	5 世帯	17 件	5 件

	母子生活支援施設 入所数		母子生活支援施設 退所(自立)数	
	入所世帯数	入所人数	退所世帯数	退所人数
令和3年度	22 世帯	54 人	6 世帯	14 人
令和4年度	31 世帯	73 人	8 世帯	17 人
令和5年度	34 世帯	82 人	16 世帯	41 人
令和6年度 (4月～9月)	25 世帯	57 人	6 世帯	14 人

■支援調整会議（個別）

令和5年度 77 回
令和6年度（4月～9月） 28 回

■都研修への参加実績数

令和5年度 18 回
令和6年度（4月～9月） 12 回

杉並区地域福祉推進計画の進捗状況

(3施策・18事業・106取組)

※区の事業は、令和6年度の行政評価（事務事業評価）を基本にしています。
令和6年度の実績や方向性は、令和6年9月現在の記載です。

施策1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実

＜施策の概要＞

目標	●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、制度や分野に捉われない生活課題を地域の中で解決する仕組みづくりを進めるとともに、関係団体等との連携のもと、地域における支え合い・助け合いの取組を推進します。 ●大規模災害発生時においても、共助の仕組みが機能するよう、災害時要配慮者支援対策を着実に実施し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。			
事業	1 地域における支え合い・助け合いの推進	3 地域活動団体等との協働		
	2 地域の見守り体制の充実	4 災害時における地域の支え合いの推進		

＜施策指標＞

No.	指標名	実績		計画
		令和4年度	令和5年度	令和9年度
1	地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	817件	1,450件	2,000件
2	災害時要配慮者 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）新規登録者数	1,287人	1,705人	1,700人

＜施策の取組状況＞

地域が抱える生活課題の解決に住民や関係機関と共に取り組む「地域福祉コーディネーターによる地域支え合いの仕組みづくり事業」の令和5年度の活動件数は、前年度比633件増の1,450件となりました。また、複数の困難な生活課題を抱えた住民を包括的に支援する体制の構築に向けて、令和6年度に新たに設置する重層的支援会議の進め方等について検討を行いました。

「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の新規登録者数については、避難行動要支援者名簿登録者のうち未登録者に対する一斉勧奨や、広報紙や区公式ホームページでのPR、ケアマネジャーや介護等事業者への協力依頼により、目標を達成することができました。また、災害時要配慮者の避難先の確保に向けて、新たに民間福祉施設3所との間で福祉救済所開設の協定を締結し、災害時における要配慮者受入体制の強化を図りました。

【令和7年度の主な取組（予定）】

重層的支援会議等を通じて、引き続き関係機関の連携強化を図るとともに、地域福祉コーディネーターが地域で活動されている様々な方と協力しながら、住民が主体となって地域の生活課題を解決する地域支え合いの仕組みづくりを推進します。

町会・自治会が抱えている、担い手不足などの様々な課題解決に向けて、令和6年度に立ち上げた「町会・自治会もう一歩すすめ隊」事業により、専門家によるアドバイスやサポート等の支援を行うとともに、その取組の成果を他の町会・自治会に広く共有し、活動機運の醸成につなげます。

医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制については、関係機関の連携を強化するとともに、人工透析患者等に災害時透析医療救護体制を周知し、訓練等を通してより実行性のあるものにしていきます。

○令和5年度の主な取組（主要事業等）

- 事業1 地域における支え合い・助け合いの推進
 - ・地域支え合いの仕組みづくり事業の推進
 - ・生活支援体制整備事業の推進
- 事業3 地域活動団体等との協働
 - ・地域活動団体への支援
- 事業4 災害時における地域の支え合いの推進
 - ・災害ボランティアセンターの機能強化
 - ・医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実

<主な取組>

No. 1	事業 1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	地域支え合いの仕組みづくり事業の推進	在宅医療・生活支援センター
5年度 取組 状況	在宅医療・生活支援センターでは、ケア24や保健センターなどの相談機関から複合的な課題を抱える世帯及び高齢者虐待に関する相談を451件（令和4年度比43件増）受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を144回（令和4年度比29回増）開催し、支援内容等を検討しました。また、困難事例及び高齢者虐待に関する研修を5回実施し、職員の対応力向上を図るとともに、高齢者虐待防止関係機関連絡会議を開催し、情報共有と相互の連携強化に取り組みました。そのほか、高齢者虐待の防止等に向けて、アンガーマネジメントに関する講演会を開催しました。 ○各相談機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数 451件（令和5年度 408件） ○支援会議の開催回数 144回（令和4年度 115回）	
6年度 取組 状況	西荻地区と荻窪（天沼）地区に加えて、4月から高円寺地区にも新たに地域福祉コーディネーターを配置し、住民が主体となった地域支え合いの仕組みづくりを推進しています。地域福祉コーディネーターは、民生委員児童委員や町会・自治会員をはじめ、地域で活動されている様々な方と協力しながら出張なんでも相談会を開催し、困り事を抱えている住民を関係機関につなげるなど、アウトリーチを通じた支援等を行っています。 また、高齢・障害・子ども・生活困窮分野等の関係者による重層的支援会議を3回開催し、相談支援や地域づくりにおける多分野間の連携強化に向けた検討を行いました。	
方向性	西荻、荻窪（天沼）、高円寺の3地区において、引き続き、地域福祉コーディネーターが地域で活動されている様々な方と協力しながら、住民が主体となった地域支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、地域福祉コーディネーターの区内全域への配置に向けた検討を進めていきます。 また、今年度は、相談支援や地域づくりに携わる各分野の職員と受託事業者が参加する意見交換会を9月に実施するとともに、各分野の相談窓口で取り扱っている業務内容を検索できる「ロゴフォームを活用した相談支援業務検索ツール」を10月から稼働するなどにより、複雑化・複合化した生活課題を抱える住民に対する包括的な支援体制をさらに強化します。	

No. 2	事業 1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	生活支援体制整備事業の推進	高齢者在宅支援課
5年度 取組 状況	地域の支え合いによる生活支援の仕組みづくりを、杉並区全域（第1層）と日常生活圏域（第2層）で進めた結果、第2層協議体は全ての圏域で設置され、区全体で60協議体に増えました。また、地域の活動団体の担い手不足解消を目指して、「地域デビューガイド」を発行するとともに、初めての試みとして、活動希望者と活動団体をマッチングする「地域デビューイベント」を3月に開催しました。さらに、情報誌「杉並ぐるる」を年4回発行するとともに、「地域の集いの場情報検索システム」の活用を進め、地域の活動団体の普及啓発や情報共有、連携促進に努めました。	
6年度 取組 状況	令和6年度は、生活支援体制整備連絡協議会（第1層協議体）を3回開催するとともに、第1層協議体のメンバー5人が地域包括ケア推進員連絡会に参加し、第2層生活支援コーディネーターと交流することで、第1層と第2層の連携と協働を深めています。 また、地域版の「地域デビューイベント」を、西荻地域で開催する予定です。 さらに、重層的支援体制整備事業を開始したことから、多世代交流を重要な視点と捉え、10月24日に開催する「ささえあいシンポジウムin杉並」では「つながりを育む～世代を超えて～」をテーマに講演と取組発表を行います。	
方向性	来年には、地域包括ケアシステムの構築の目標年度である2025年を迎えます。しかしながら、現在でも高齢者の生活課題が充分解決しているとは言えず、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送っていくためには、今後とも身近な地域課題の解決や社会的孤立への支援が必要であり、地域の支え合いを中心とした多様な生活支援の体制整備がますます重要です。 生活支援体制整備事業は、高齢者の枠を超えてこれまで以上に多世代交流の視点を持つとともに、地域支え合いの仕組みづくり事業など、地域づくりに向けた共通の課題を持つ事業と連携・協働していくことが必要です。	

No. 3	事業3 地域活動団体等との協働	担当
	地域活動団体への支援	地域課
5年度 取組 状況	町会・自治会への加入促進を図るため、新たに町会・自治会の活動を紹介する動画を制作しました。また、加入促進やコミュニティ活動の活性化を図るための町会等の事業に対し、まちの絆向上事業助成として13団体(令和4年度比3団体増)へ助成金を交付したほか、町会・自治会専用掲示板の設置等については35基(令和4年度比9基減)に対して298万円(令和4年度比1.1万円増)の補助を行いました。さらに、地域区民センター協議会における地域住民との交流推進を図る講座や地域団体との協働事業などの実施を支援するため、4,468万円の補助を行いました。 すぎなみ協働プラザでは、団体の運営や地域活動に関する相談、協働提案制度の相談・サポート、講座の開催など、様々な形でNPO等への活動支援を行いました。また、NPO活動資金助成として8団体に約110万円を交付したほか、令和3年度及び令和4年度に採択した協働提案事業2事業について事業実施に係る相談・調整等の支援を行うとともに、令和5年度は新たに1事業を採択しました。さらに、地域団体の情報サイトであるすぎなみ地域コムに353団体が登録し、情報発信のツールとして利用されました。	
6年度 取組 状況	掲示板設置等補助については、前年度同様、第一期（5月末締切）の募集期間において、今年度の予算を上回る申請がありました。まちの絆向上事業助成は2回目の申請期間を終了した時点で9団体から11件の申請があり、うち4件が地域活動団体との連携事業に対する助成となっています。今年度は加えて、昨年度制作した「町会・自治会活動紹介動画」を活用して各地域における啓発活動を行うとともに、新たな町会・自治体等への支援策として「町会・自治会もう一步すすめ隊」事業を立ち上げ、従前の町会・自治会ICT活用支援事業とあわせて地域住民活動の活性化に向けた精力的な働きかけを行っていきます。 協働提案制度については、令和4年度に採択された「プロに学ぶ『吹奏楽ワークショップ』」事業を令和5年度に引き続き実施しています。11月に行われる荻窪音楽祭に向けて、約60人の生徒が楽しみながら、プロからの指導を受けて練習しています。 NPO支援基金を財源とするNPO活動資金助成については、5団体に合計約90万円を交付し、各団体は地域課題の解決に向けた事業を進めています。	
方向性	掲示板や防犯カメラの設置等に関する助成を引き続き行い、町会・自治会活動の支援を行います。まちの絆向上事業助成については、特に他の地域活動団体との連携拡大を図る事業に対して活用していくことで、地域コミュニティの活性化を図っていきます。 さらに、町会・自治会ICT活用支援事業や新たな支援策として立ち上げた「町会・自治会もう一步すすめ隊」事業も実施計画に盛り込み、地域活動の活性化を目指した取組を計画的に推進していきます。 地域区民センター協議会についても、事業計画に基づく補助金による支援を行い、ふれあいと交流の創出や地域団体のネットワーク化を推進し、良好なコミュニティの形成につなげていきます。 すぎなみ協働プラザの地域活動団体への貢献度は非常に高く、今後もすぎなみ協働プラザの運営を通して地域活動団体への支援を充実させていくとともに、協働提案制度については、公民連携プラットフォーム※の運用が本格化したことを踏まえて、より実効性のある制度にしていくため、新たな仕組みを検討していきます。 また、イベント時の募金活動など、様々な方法を試みながら、NPO支援基金への寄附を募っていきます。	

※公民連携プラットフォーム：区や民間事業者等の多様な主体が相互に地域の課題を共有し、その解決を目指して連携・協力するための仕組み

No. 4	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	災害ボランティアセンターの機能強化	杉並区社会福祉協議会
5年度 取組 状況	被災者支援活動（コーディネート）を円滑に進めるため、区内関係団体等とのネットワーク連絡会を開催しました（2回）。連絡会では、平時から活動支援における課題等を共有し、対応策等に対する議論を深めました。また、区内ボランティア・地域活動団体のネットワーク構築に向けて、ワークショップを開催しました（12団体、25名の参加）。 さらに、高等学校において「災害ボランティア」をテーマに授業を行ったほか、杉並区総合防災訓練に参加し、杉並災害ボランティアの会協力のもと、災害ボランティアセンターの役割等の周知に努めました。	
6年度 取組 状況	災害時に備え、いざというときに区内関係機関・団体同士で協力関係を構築していくために、災害ボランティアネットワーク連絡会を実施しました（9/19）。それぞれの機関・団体が実施している業務が、災害時にどのように活かすことができるか情報共有を図り、災害支援の更なる強化を図るために協議しました。 明治大学（和泉校舎）が企画した災害ボランティア講座に協力し、学生向けに災害ボランティアセンターの周知PR活動を行いました。また西宮中学校震災救援所訓練に協力し、実際に災害ボランティアセンターで行われるニーズ聴き取り訓練を行い、参加者に災害ボランティアセンターの周知PR活動を行いました。	
方向性	引き続き、各機関・団体で活動している者同士が災害支援を切り口に知り合い、多様なボランティア・地域活動につながるように促していきます。また、災害時に立ち上がる災害ボランティアセンターが杉並区内全域で機能するためには、運営拠点となる予定のウェルファーム杉並以外に、サテライト拠点の確保が必要です。杉並区と連携し、民間施設、大学等へ働きかけ、早急な拠点確保に努めていきます。	

No. 5	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	健康推進課
5年度 取組 状況	令和4年度に杉並区災害医療運営連絡協議会の下部組織として杉並区災害時透析医療救護体制検討部会を設置し、令和5年度も引き続き協議した結果、災害時において透析医療機関間で透析患者の受入を調整する仕組みを構築したことに加え、患者搬送について各透析医療機関や搬送業者と協定を締結し、令和6年4月から災害時透析医療救護体制を開始しました。 また、災害医療救護従事者用多機能ベスト及びヘルメットを購入するとともに、緊急医療救護所の医療救護訓練を12月に3病院と同時実施するなど、災害時の関係機関の備えや連携を強化しました。	
6年度 取組 状況	令和6年度に開始した人工透析患者に対する災害時透析医療救護体制について、関係機関や区民への周知を図りつつ、区内透析医療機関との訓練を実施しています。また、医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援として、周産期医療救護体制について検討部会を開催し、関係医療機関等と協議をしています。 さらに、災害時の通信力強化のため、地域BWAを活用したWi-Fiアクセスポイントを緊急医療救護所設置病院等に設置の準備を進めています。	
方向性	災害時透析医療救護体制について、人工透析患者等に周知するとともに、区内透析医療機関間での通信訓練等をはじめとした実践的な取組を通してより実行性のあるものにします。 また、妊産婦については災害時周産期医療救護体制の検討を進め、区内の医療機関等との連携強化を図ります。 さらに、保健師を中心とした区職員と、保健所、保健センター、震災救援所などに派遣された他自体からの応援職員などの外部関係者が、ICTを活用して避難者の健康管理や感染症の発生状況の情報共有などを行うことができるよう、タブレット端末を配備し、災害時の保健医療活動体制の整備を図ります。	

施策2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

＜施策の概要＞

目標	●複雑化・複合化する地域課題に適切に対応するため、より包括的な相談支援体制を構築していきます。 ●誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立して暮らし続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護の仕組みや身近な地域で相談が受けられる体制の充実などを図ります。
----	--

事業	1 成年後見制度等の利用促進 〈成年後見制度利用促進計画〉	5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
		6 生活保護受給者等の支援
	2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	7 住宅確保要配慮者等の居住支援
	3 身近な相談体制の充実	8 再犯防止等の推進
	4 包括的相談支援体制の構築	9 移動のための支援の充実

＜施策指標＞

No.	指標名	実績		計画
		令和4年度	令和5年度	令和9年度
1	地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	27.2%	27.4%	60%
2	成年後見制度の利用者数	1,020人	971人	1,200人

＜施策の取組状況＞

複雑化・複合化した課題を抱える区民を包括的に支援する相談体制の構築に向けて、高齢・障害・子ども・生活困窮分野等の関係者による会議を5回開催し、令和6年度に新たに設置する重層的支援会議の進め方等について検討を行いました。 また、権利擁護支援が必要な方を、成年後見センターが中核となり、地域の各関係機関が連携し支えるため、ケース検討や意見交換を行い、地域連携ネットワークの強化を図りました。 さらに、住居の確保が困難な方に対する居住支援では、障害者グループホームの運営事業者と地権者のマッチングに取り組んだ結果、新たに15か所のグループホームが開設され、高齢の障害者等が個々の身体状況や特性に合わせてサービスを選択できる共生型サービス事業所の開設促進を図ったことにより、新設3か所を含め区内5か所で運営されています。 【令和7年度の主な取組（予定）】 ひきこもり当事者やその家族の福祉の増進を図るため、専門相談窓口の開設や居場所づくり事業の実施など、一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細やかなサポートを行う「ひきこもり支援推進事業」を開始するほか、子どもの学習支援等事業では、実施場所・回数の拡充を図ります。 住宅に困窮する低額所得者が地域で安心して暮らし続けられるよう、区営住宅に落選したひとり親や多子世帯に家賃助成を実施するほか、家賃過重や住環境の改善が図れない低額所得者を対象とした転居費用助成を実施します。

○令和5年度の主な取組（主要事業等）

- 事業1 成年後見制度等の利用促進〈成年後見制度利用促進計画〉
- ・意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築ほか
- 事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止
- ・障害者の虐待防止の推進
 - ・子どもの権利擁護の推進
- 事業4 身近な相談体制の充実
- ・包括的相談支援の推進
 - ・地域ケア会議の実施
- 事業5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- ・生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）
- 事業7 住宅確保要配慮者等のグループホームの整備と居住支援
- ・障害者グループホームの整備と居住継続支援
- 事業8 生活保護受給者等の支援
- ・更生保護団体の活動の促進等 ほか（再犯防止の取組）
- 事業9 移動のための支援の充実
- ・新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充

＜主な取組＞

事業 1 成年後見制度等の利用促進 《成年後見制度利用促進計画》	
担当 保健福祉部管理課	
計画 総括	区は、区広報による成年後見制度の周知や、成年後見センターのホームページの見直し等を支援したほか、成年後見センターでは一般区民向け講演会やパンフレットの配布、地域団体等が主催する説明会や研修会への講師派遣などを行い、制度の普及啓発に努めました。その結果、成年後見センターへの相談件数は昨年度比20%増の4,343件となりました。 また、成年後見センターの法律・福祉の専門職による「専門相談」や杉並区成年後見制度利用促進協議会の運営により、成年後見制度の利用促進や地域連携ネットワークの強化を図りました。 ○成年後見センター相談件数 4,343件（令和4年度 3,593件） ○杉並社協地域福祉権利擁護事業相談件数 12,043件（令和4年度 12,683件） ○福祉サービス利用援助事業の契約者数 191件（令和4年度 197件）
6年度 取組 状況	令和6年度も成年後見センターの相談件数は月平均400件以上と昨年を上回る状況になっており、新規の相談も月平均50件以上となっています。 また、一般区民向け講演会の開催や広報、成年後見センターのホームページを活用し、普及啓発に積極的に取り組みます。
方向性	急速に進行する少子高齢化等により、認知症の高齢者や親亡き後の支援が必要な障害者が増え、財産や権利を守る成年後見制度の重要性は一層増していきます。自身の契約や財産管理が行えない高齢者や判断能力が十分でない障害者等を早期に発見し、支援を行う地域連携ネットワークづくりとその中核を担う成年後見センターの役割は益々高まっていくことが予測されます。 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業は、成年後見センターや杉並区社会福祉協議会が周知に取り組んできましたが、区民にはまだ十分浸透していないため、講演会・地域での説明会やホームページ等を有効に活用するほか、関係機関との連携を強化し、普及啓発を進めていきます。

No. 1	事業 1 成年後見制度等の利用促進	担当
	制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上	高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター、障害者施策課、成年後見センター、杉並区社会福祉協議会、保健センター
取組 状況	成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係る関係機関のケースカンファレンスや地域包括支援センター（ケア24）が行う地域ケア会議に、成年後見センター職員が参加し、実務者レベルでの連携強化を図りました（42回）。また、杉並区社会福祉協議会との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題を共有し、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めました。	

No. 2	事業 1 成年後見制度等の利用促進	担当
	意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	成年後見センター
取組 状況	○相談者の主訴を把握し、成年後見制度が本人にとって必要であるかどうかを判断した上で、本人との面談、関係機関や親族との連携・調整を経て、家庭裁判所への後見等開始申立てまでの継続的な相談支援や手続き支援を実施しました（4,343件 前年度比29%増）。 ○成年後見制度利用開始前及び開始後における区民等からの相談に対し、法律・福祉の専門職による「成年後見制度専門相談」を実施しました（149件）。	

No. 3	事業 1 成年後見制度等の利用促進	担当
	権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進	成年後見センター
取組 状況	成年後見センターは、地域連携ネットワークの中核機関として、関係機関との連携強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催しました。令和5年度は「成年後見制度の正しい理解と効果的な周知・普及について」をテーマに困難事例の検討と効果的な周知・普及について意見交換を行い、地域ネットワークの関係機関との連携を深めました。	

No. 4	事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	担当
	障害者の虐待防止の推進	障害者施策課
5年度 取組 状況	事業者向け研修の実施や、区内就労支援施設が集まる「仕事ねっと」をはじめ既存の連絡会等を活用したネットワークの構築により、より良い支援や虐待疑いについての相談が増える等、地域における虐待予防の意識が向上しています。 ○障害者虐待防止研修（グループホーム世話人対象）参加者数 344人（令和5年度 283人）	
6年度 取組 状況	虐待予防の推進に向け、12月に事業者向け研修を実施予定ですが、特にグループホームや短期入所事業所が参加しやすくなるよう、オンラインとのハイブリッド開催やアーカイブ配信を充実させます。また、通所施設利用者のご家族（養護者）向けに同じく2月に懇談会を開催する予定です。	
方向性	虐待予防の推進について、障害者施設従事者に対する虐待予防周知・啓発を中心に行っていますが、今後は、障害児施設従事者への周知・啓発をさらに充実する必要があります。このため、障害児施設従事者に向けた研修を、障害児支援担当部署と協力して開催していきます。	

No. 5	事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	担当
	子どもの権利擁護の推進	子ども家庭部管理課
5年度 取組 状況	子どもの権利擁護に関する審議会を設置し、「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた審議を開始しました。併せて小学4年生から高校生までの世代を対象に子どもワークショップを延べ6回実施したほか、区立小中学校8校、子ども日本語教室の小・中学生、区内特別支援学校2校等における意見交換や区ホームページ等で意見募集を行い、子ども4,956名、大人385名の意見や思いを聴きながら検討を進めました。 また、「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」を実施し、区の子どもと子育て家庭の実態を把握し、その結果を報告書にまとめるとともに区ホームページで公表しました。 ○子どもワークショップ参加者数 58人	
6年度 取組 状況	「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向け、子どもの権利擁護に関する審議会を今年度は4回（うち部会1回）開催し、7月に答申がなされました。子どもワークショップは、4～7月に5回開催し、8月に区長等に向けては取組内容の発表を行いました。子どもワークショップで聴いた意見は、審議の参考にするとともに一部を答申に反映しました。区では、答申や子ども等からの意見を踏まえて検討を行った結果、条例を制定することとし、7年4月施行に向けた取組を進めるとともに、子どもからの意見聴取の取組を引き続き行っていきます。	
方向性	区における子どもの権利擁護をより一層推進するため、審議会からの答申や子ども等からの意見を踏まえ、「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組を進めます。また、条例に基づく、子どもの権利を保障するための施策を実施していくために、必要な仕組みや方策を整えていきます。	

No. 6	事業4 包括的相談支援体制の構築	担当
	包括的相談支援の推進	在宅医療・生活支援センター
5年度 取組 状況	在宅医療・生活支援センターでは、ケア24や保健センターなどの相談機関から複合的な課題を抱える世帯及び高齢者虐待に関する相談を451件（令和4年度比43件増）受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を144回（令和4年度比29回増）開催し、支援内容等を検討しました。また、困難事例及び高齢者虐待に関する研修を5回実施し、職員の対応力向上を図るとともに、高齢者虐待防止関係機関連絡会議を開催し、情報共有と相互の連携強化に取り組みました。そのほか、高齢者虐待の防止等に向けて、アンガーマネジメントに関する講演会を開催しました。 ○各相談機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数 451件（令和5年度 408件） ○支援会議の開催回数 144回（令和4年度 115回）	
6年度 取組 状況	令和6年度の各相談機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数は、8月末時点で196件となっており、複合的な課題を抱える世帯への支援内容等を検討するために支援会議を54回開催しました。また、6月と8月に開催した重層的支援会議では、切れ目のない支援体制づくりに向けた課題等を整理しました。 さらに、7月から8月にかけて介護保険サービス事業者や居宅介護支援事業所等を対象とした虐待対応従事者研修を3回実施し、虐待対応力の向上を図ったほか、8月には高齢者虐待防止関係機関連絡会議を開催し、関係機関間で情報の共有等を行いました。なお、介護者の心の相談窓口では、8月末までに15件の相談を受け付け、臨床心理士が介護者に寄り添ったアドバイス等を行いました。	
方向性	在宅医療・生活支援センターにおいて、引き続き、各相談機関から複合的な課題を抱える世帯や高齢者虐待に関する相談を受け付けるとともに、精神科医や弁護士等の専門支援員が参加する支援会議等を通じて各相談機関の対応を支援します。さらに、重層的支援会議において、各相談機関の連携強化に向けた取組などの検討を進めていきます。 また、今年度は、各相談機関を対象とした困難事例対応研修を11月と3月に実施し、職員の更なるスキル向上を図るほか、家庭内におけるコミュニケーションの取り方をテーマとした区民向けの講演会を1月に開催するなどにより、高齢者虐待の防止に向けた普及啓発を行っていきます。	

No. 7	事業4 包括的相談支援体制の構築	担当
	地域ケア会議の実施	高齢者在宅支援課
5年度 取組 状況	各ケア24毎に開催する地域ケア会議は173回（令和4年度178回）開催しており、個別ケースの課題解決を図るとともに共通する地域課題の検討を行い、高齢者の見守りやささえあいの体制を作ることができました。	
6年度 取組 状況	地域ケア会議は、令和6年4月～7月実績で41回開催されており、個別支援・地域の課題検討について順調に取り組んでいることから目標値（140回）を達成できる見込みです。	
方向性	地域ケア会議の回数は目標値を達成する見込みですが、引き続き個別支援の課題を地域の生活課題の解決に発展させる取組を実施していきます。	

No. 8	事業5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実	担当
	生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）	生活自立支援担当
5年度 取組 状況	コロナ禍を背景に令和2年度の相談件数は過去最高の24,918件でしたが、令和3年度以降は減少し、令和5年度は14,443件となりました。相談件数の減少が続く中、支援プラン作成数、就労自立者数、増収者数については、いずれも3年連続で増加しました。これは社会的規制がなくなり経済状況が好転しているとともに、対象者の課題に的確に寄り添った伴走型支援を続けてきた成果が表れているものです。 ○支援プラン作成数 472回（令和4年度 424回）	
6年度 取組 状況	生活困窮者自立支援事業は、経済状況の好転等を背景に相談件数が前年をやや下回っている状況です。一方で、相談内容は複合的な課題を抱えているものが多いことから、関係機関と連携を図るとともに、相談者の課題に寄り添った伴走型の支援を行っています。	
方向性	これまで、くらしのサポートステーションがひきこもりに関する相談を受けていましたが、令和7年度から、生活困窮者等自立支援事業の拡充として、「ひきこもり」に特化した専門相談体制を構築し、「ひきこもり支援推進事業」を実施します。また、令和7年度から施行される改正生活困窮者自立支援法により、新たに明記された「居住支援」や「特定被保護者の支援」等に取り組むため、相談体制の強化を図ります。	

No. 9	事業7 住宅確保要配慮者等の居住支援	担当
	障害者グループホームの整備と居住継続支援	障害者生活支援課
5年度 取組 状況	障害者グループホームマッチングコーディネート事業により、地権者と運営事業者の調整等を行い、令和5年度は15件整備し、合計101か所となりました。障害の種別と程度によりますが、整備促進の結果、精神対象のグループホームは、多くの利用者が待機することなく入所が可能となりました。	
6年度 取組 状況	令和5年度の整備状況から、精神障害者を対象としたグループホームは充足しました。今後は、知的障害者と身体障害者を対象としたグループホームの開設促進に向けた取り組みとなるよう、事業内容の検討を行います。	
方向性	障害者グループホームは、利用者の障害種別により支援内容が異なることから、障害別に開設・運営されます。令和5年度までに精神障害を対象とした障害者グループホームは開設が進み、令和6年度に予定されている施設の整備後は、区民の利用者希望者に対する必要数を確保することができます。 一方で、重度知的障害者や身体障害者を対象とした障害者グループホームは未だ不足しており、今後は、特に身体障害者の受け入れが可能な障害者グループホームの開設が必要です。 そこで、これらの不足する障害者グループホームの開設を促進するために、補助の対象と内容を見直すと同時に、区有地等の貸付による事業者誘致を検討していきます。	

No. 10	事業 8 再犯防止等の推進	担当
	更生保護団体等の活動の促進等 更生保護サポートセンターの移転・運営支援 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進	保健福祉部管理課
5年度 取組 状況	社会を明るくする運動の主要行事である「ひまわりフェスタ」を区役所ロビーで開催し、パネル展示や普及啓発品の配布、刑務所作業製品の販売などを行いました。また、区立図書館において「更生保護って何？」展を実施しました。これらの取組により、再犯防止や更生保護に関する普及啓発に努めました。また、更生保護活動の中心的な役割を担う杉並区保護司会の活動費の一部を助成することにより、保護司対象の研修や広報活動等の事業が実施されました。さらに、福祉と暮らしのサポート拠点であるウェルファーム杉並への更生保護サポートセンターの移転を支援することにより、更生保護活動の充実を図りました。 ○社会を明るくする運動主要行事参加者数 1,780人（令和4年度 320人）	
6年度 取組 状況	更生保護活動の中心的役割を担う杉並区保護司会の運営費の一部を助成するとともに、関係団体と「社会を明るくする運動杉並区推進委員会」を組織し、当運動の推進に努めました。また、主要行事である「ひまわりフェスタ」を5年ぶりにセシオン杉並で開催し、講演会やパネル展示、刑務所作業製品の販売などを行い、多くの来場者に更生保護活動・再犯防止の取組を周知することができました。さらに、前年度に引き続いて実施をした区立図書館での特設展示は、中央図書館を加え5館に規模を拡大し、「保護司が選ぶおすすめの本」と題して、更生保護ボランティアである保護司の存在や更生保護活動について周知することができました。10月には2年ぶりの計画となる駅頭広報活動を実施します。	
方向性	引き続き、地域福祉に根ざした更生保護事業への支援を進めていきます。また、杉並区保護司会の円滑な活動に繋がるよう、更生保護サポートセンターの運営支援や、新たな保護司の人材確保に向けた支援も継続していきます。さらに、「社会を明るくする運動」の主要行事をはじめ、更生保護活動や再犯防止の取組に関する認知度向上のための活動については、コロナ禍で中止・縮小していた事業を再開しており、今後も効果的な普及・啓発活動ができるよう、継続して検討を進めていきます。	

No. 11	事業 9 移動のための支援の充実	担当
	新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	都市整備部管理課
5年度 取組 状況	グリーンスローモビリティ^{※1}の導入に向け、公募型プロポーザル方式により令和5年7月に運行事業者を選定し、令和6年1月24日に開催された第6回杉並区地域公共交通活性化協議会において運行計画に関する協議を整えました。同年2月に運行事業者との協定締結及びグリーンスローモビリティ車両2台を購入し、令和6年度の実証実験及び本格運行に向けて準備を進めました。	
6年度 取組 状況	グリーンスローモビリティについては、令和6年5月27日から8月31日まで実証運行を実施し、令和6年11月から本格運行を開始します。 また、令和7年1月からは、新たな移動価値を創出するため杉並区産Ma a S「ちかくも」の実証実験を実施するとともに、公共交通不便地域である堀ノ内・松ノ木地区周辺においては、新たな乗合交通（A I オンデマンド交通^{※2}）の実証運行の開始に向けて準備を進めます。	
方向性	新たな移動サービスを導入することによる、移動の選択肢拡充に向け、関係機関や関係者との協議を重ねます。また、実証運行中の課題を抽出し、検証したうえで、運行計画等に反映します。 さらに、事業の内容を広く区民に向けて周知することで、公共交通の利用を促進するモビリティ・マネジメントを実施します。	

※1 グリーンスローモビリティ：時速 20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

※2 A I オンデマンド交通：路線やダイヤを定めず、利用需要（利用者の予約）に応じてリアルタイムの配車や経路の設定、乗合等をA I（Artificial Intelligence：人工知能）が最適化し運行をする新たな交通システム

施策３ 地域福祉の基盤整備

＜施策の概要＞

目標	●地域福祉を推進するための環境を整えるため、誰もが気軽に集える場の整備をはじめ、地域福祉における担い手の育成や福祉サービスの質の向上を図るなどの取組を推進します。 ●国籍や性別、年齢の違いや障害の有無などに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、人と人との相互理解と支え合いによる、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	
事業	１ 気軽に集い交流できる場の充実	４ 保健福祉サービスの質の向上
	２ 情報発信の強化及び情報格差の解消	５ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	３ 地域福祉の担い手の育成・支援	

＜施策指標＞

No.	指標名	実績		計画
		令和４年度	令和５年度	令和９年度
１	第三者評価受審件数	102件	83件	128件
２	地域の集いの場等の実施団体数	349団体	415団体	400団体

＜施策の取組状況＞

気軽に集い交流できる場として、地域の方が運営するきずなサロンへの支援や子ども・子育てプラザ下高井戸の開設、小学校での放課後等居場所事業の拡充などを進めました。また、地域の集いの場情報検索システム掲載情報については、ゆうゆう館で活動している団体や協働事業（体操やサロン、趣味など）を新たに募集した結果、登録団体が増加しました。 地域福祉の担い手については、認知症の人や家族が生活できるように認知症サポーターがチームとなって活動する「チームオレンジ」を、新たに４チーム設置しました。また、災害ボランティアセンターの機能強化に向けて、講座や区民参加型の実践的な訓練などを行いました。 ユニバーサルデザインのまちづくりについては、「杉並区バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー事業の具体的な実施内容等を定めた「特定事業計画」を策定したほか、「共生社会しかけ隊」が地域区民センターに出向き、障害者や施設スタッフ、支援者が話し合っ出された意見を、合理的配慮提供のヒント集として作成するなどの取組を行いました。	
【令和７年度の主な取組（予定）】 「子どもの居場所づくり基本方針（令和７年１月策定）に基づき、小学生の放課後等居場所事業を新規に３校で実施するほか、中・高校生の新たな居場所の検討などを行います。 認知症の方や家族が安心して暮らせるように支援を行うチームオレンジについて、新たに３チームの組織化を図ります。 地域福祉の担い手の育成・支援として、介護サービス事業所への研修受講料の助成や訪問系障害福祉サービス事業所の人材確保の支援のための助成を開始するほか、障害福祉サービス事業所職員を対象とした研修の充実を図ります。	

○令和５年度の主な取組（主要事業等）

- 事業１ 気軽に集い交流できる場の充実
- ・きずなサロンの支援事業の推進
 - ・子ども・子育てプラザの整備・運営
 - ・小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施
- 事業３ 地域福祉の担い手の育成・支援
- ・災害ボランティアの養成
 - ・認知症サポーター等による認知症の理解促進
- 事業４ 保健福祉サービスの質の向上
- ・介護人材の確保・定着
- 事業５ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
 - ・福祉教育の推進
 - ・共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進

<主な取組>

No. 1	事業 1 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	きずなサロンの支援事業の推進	杉並区社会福祉協議会
5年度 取組 状況	地域住民同士の交流を図る場であるサロン活動の立ち上げや運営の支援を行いました。令和5年度は、コロナ禍で休止していたサロンの再開により、参加者は、令和4年度比54%増の9,546人となりました（47か所、延べ開催数713回）。 また、ホームページに、サロンを立ち上げたい方に向けた相談や支援の案内を掲載するとともに、サロン運営者向けの各種申請書類データを掲載し、申請の利便性を高めました。	
6年度 取組 状況	地区担当職員がサロンに出向いて現状の把握を行い、活動者や参加者の考え方や意識、状況に合わせて活動者と対話するとともに、参加者には地域福祉活動計画のリーフレットや地域活動事例集などを活用しながら、趣味の会に留まることなく、支え合う関係性を作っていくことへの周知を行いました。 また、これからサロンを立ち上げたい方、サロンに参加したい方を増やしていくために、新たにきずなサロンパンフレットの刷新を行い、各関係機関へ配布しました。	
方向性	より身近な地域で、地域住民の関心事に合わせた「居場所」を様々な地域団体と協力しながら開催していきます。その場が地域住民にとって活きた地域情報が得られ、顔と顔がつながるきっかけづくりとなるように目指し、公共及び民間の空きスペース等が活用できるように、行政・企業等に働きかけ、多くの地域で「居場所」が開催できるようにしていきます。	

No. 2	事業 1 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	子ども・子育てプラザの整備・運営	児童青少年課
5年度 取組 状況	機能移転後の下高井戸児童館施設を改修し、子ども・子育てプラザ下高井戸を、令和5年9月に開設しました。子ども・子育てプラザ下高井戸の開設により、区内7地域に各1か所の子ども・子育てプラザを整備しました。	
6年度 取組 状況	区内7地域に1か所ずつ整備した子ども・子育てプラザにおいて、乳幼児親子や妊娠中の方が気軽に集い、安心して交流できる居場所を提供しました。	
方向性	令和5年9月に子ども・子育てプラザ下高井戸が開設され、区内7地域に1か所ずつ子ども・子育てプラザが整備されました。 子育て支援サービスや事業を総合的、一体的に行う地域の子育て支援拠点となる施設として、引き続き円滑な運営を行っていきます。	

No. 3	事業1 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	児童青少年課
5年度 取組 状況	小学生の放課後等居場所事業は、令和5年4月から新たに高井戸第三小学校で実施し、令和6年4月から杉並第七小学校及び久我山小学校での実施に向けた準備を進めました。 また、令和5年4月から、松ノ木小学校及び永福小学校の2校で、学校休業日（土曜日を除く）における実施時間の拡充を試行的に実施しました。この取組状況等を踏まえ、令和6年度からすべての放課後等居場所事業実施校において、実施時間の拡充を行うこととし、そのための準備を進めました。 ○年間延べ利用者数（児童青少年センター、児童館及び放課後等居場所事業） 1,092,663人（令和4年度 1,015,941人）	
6年度 取組 状況	小学生の放課後等居場所事業は、令和6年4月から新たに杉並第七小学校及び久我山小学校で実施したほか、実施校すべての17校で、学校休業日（土曜日を除く）における実施時間の拡充及び入退室管理アプリケーションの導入準備を行いました。	
方向性	児童館や子ども・子育てプラザでは安全・安心な居場所の提供のほか、子ども達が成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験等を通じて自主性や社会性を育むことができる活動を展開し、子どもの健やかな成長や子育て力の向上を引き続き支援します。また、令和6年度に策定する「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、より良い子どもの居場所づくりを推進します。	

No. 4	事業3 地域福祉の担い手の育成・支援	担当
	災害ボランティアの養成	杉並区社会福祉協議会
5年度 取組 状況	災害ボランティアセンターの基本的な活動内容や役割、災害時の対応について理解を深めることを目的とした災害ボランティア講座のほか、災害ボランティアセンターの運営スタッフ養成講座の修了者を対象としたスキルアップ講座を開催しました（11/18：15名）。 スキルアップ講座では、講座修了者のみで災害ボランティアセンターの運営することを想定した、区民参加型の実践的な訓練などを行いました（1/27：24名）。 また、来るべき大災害に備え、災害ボランティアセンター運営訓練を6月期（社協職員のみ）と12月期（区民参加型：69名）を実施しました。	
6年度 取組 状況	災害ボランティアセンタースタッフ養成講座の受講修了者に対し、12月実施予定の災害ボランティアセンター運営訓練に参加してもらいます。さらに、災害を切り口に、地域の困りごとに気づいていける人材育成を目指していきます。	
方向性	災害時に活躍する災害ボランティアスタッフ養成講座を通じて、「地域の困りごと」や「課題」等に気づくことができる人材を育成していきます。 また、そこで得た地域生活課題については、各関係団体と情報共有や学習会を行うことで、誰もが安心して相談できる環境に整備していきます。	

No. 5	事業3 地域福祉の担い手の育成・支援	担当
	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者在宅支援課
5年度 取組 状況	認知症サポーター養成講座は区民、教育機関や企業等へ実施し、令和5年度は1,548人養成しました。認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会では、令和5年度、チームオレンジとサポート事業所を対象に合同研修を開催(参加者57名)し、相互交流や情報交換を行い連携を深めることができました。チームオレンジには状況把握と助言を行い、新たに4チーム(累計12チーム)を設置しました。	
6年度 取組 状況	認知症サポーター養成講座については、今年度から「認知症基本法」に基づき改訂された新テキストを使用し、7月末時点で講座開催数21回、受講者数422人(計画値2,500人)の実績となっており、8月以降は17回の講座の開催を予定しています。チームオレンジの育成については、活動状況の現地ヒアリングと支援を行い、令和6年度中に新規3チームを設置する予定です。	
方向性	認知症サポーター養成講座については、今後も認知症への理解者を増やしていくため、区民や教育機関、企業等幅広い対象に向けて講座を開催するとともに、認知症サポーター等がチームとなって活動するチームオレンジの充実につなげていきます。チームオレンジについては、20か所のケア24に各1チームの設置を目標に順調にチームを育成していますが、チーム数増加に伴い、今後も状況に応じた活動時の助言等に努めていきます。	

No. 6	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	介護人材の確保・定着	介護保険課
5年度 取組 状況	介護職員への研修受講料の助成は、介護職員の認知症に関する研修受講の義務化の影響等から希望も多く、令和5年度は100名の方に助成しました。事業者向け研修は、開催時期や方法を事業者の意向も踏まえて検討した結果、研修回数を15回とし、参加者が前年度に比べて約200名増えました。	
6年度 取組 状況	令和6年度は、高齢者虐待防止研修や管理者向け研修、介護支援専門や訪問介護の方向けの研修など様々な介護従事者向けに集合形式のほか、オンラインを活用して合計20回の研修を実施します。 非常勤職員健康診断助成については、事業者への支援と人材確保や定着に向け実施します。 初任者研修等受講料助成については、申請件数は初任者研修8件、実務者研修29件の申請があります。	
方向性	研修等受講料や非常勤健康診断等の助成は、介護従事者の人材確保や定着と事業者の負担軽減のために必要な事業として継続していきます。 令和7年度は、更なる介護人材の確保に向けて、新規・拡充等を図るべき取組の検討をしていく考えであるため、現時点では予算の拡充を見込むこととします。	

No. 7	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	都市整備部管理課
5年度 取組 状況	令和5年3月に改定した「バリアフリー基本構想」に基づき、区内の4つの重点整備地区（荻窪駅周辺地区、阿佐ヶ谷駅周辺地区、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区、方南町駅周辺地区）を中心に各事業者がバリアフリー化を具体化するために取り組む事業の進捗管理を行うため、令和5年度から12年度にかけて実施する内容や予定を具体的に定めた「特定事業計画」を策定しました。 また、障害当事者や学識経験者、地域団体、関係機関等から構成されるバリアフリー推進連絡会を2回開催し、区内のバリアフリー化に関する活発な意見交換を行いました。さらに、区内鉄道駅のホームドア設置助成については、京王井の頭線久我山駅における鉄道事業者によるホームドアの設置を支援しました。	
6年度 取組 状況	バリアフリー基本構想で定めた4つの重点整備地区を中心として各事業者が取り組む特定事業について、令和5年度末時点の進捗状況を集計のうえ、バリアフリー推進連絡会を開催し報告しました。 また、協働提案事業では、令和6年度における障害当事者による検証の対象として杉並保健所を選定し、施設および荻窪駅からのアクセス経路の検証を行っています。今後は検証の結果に基づき、障害当事者、施設管理者、道路管理者等が話し合い、課題を明確化するとともに解決策を探ります。 このほか、鉄道駅のホームドア設置助成については、京王井の頭線久我山駅について、ホームドア設置完了後に補助金を交付するほか、設置計画のある同線富士見ヶ丘駅についても、補助金の交付に必要な手続きを進めます。	
方向性	重点整備地区を中心として区内全域のバリアフリー化を図るため、障害当事者を含む区民意見を聴取・共有の上、各関連施設について適切な見直しを行うことにより、継続的にバリアフリーを推進していきます。見直しにあたっては、バリアフリー推進連絡会の開催のほか、協働提案事業によるまち歩き点検等の実施などにより、当事者意見を反映するための取組を推進していきます。 また、誰もが安全かつ安心して区内の鉄道駅を利用することができるよう、引き続き各鉄道事業者に対し早期のホームドア設置の要請や補助金の交付などの支援を行っていきます。	

No. 8	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	福祉教育の推進	杉並区社会福祉協議会
5年度 取組 状況	高齢者模擬体験セットや体験用車いす等の貸し出し（1,196件）のほか、小・中学校や児童館、高校等8所からの要請を受け、障害当事者や講師の紹介、講話依頼への対応など、地域の福祉課題等を取り上げながら、ボランティア学習や福祉教育の企画への協力を行いました。	
6年度 取組 状況	高齢者や車いす使用者の不便さを体験するため、高齢者模擬体験セットや体験用車いす等の貸し出し（上半期：386件）を行いました。また、小・中学校等6所からの要請を受け、障害当事者や講師の紹介、講話依頼の対応をしました。 また赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動募金で、小中学生の協力により駅街頭募金を実施しました。小中学生には実施前に募金活動の意義や募金使途の説明を行い、理解を深めてもらい、実際の街頭募金を体験してもらうことで、ボランティア活動の意味を学習してもらいました。	
方向性	子どもたちに福祉教育の目的を理解してもらうために、学校との連携を図ることを重視していきます。そのために、教職員向けに作成した「福祉教育の手引き」を活用し、事前に体験学習の目的、ねらいを共有し、事後の振り返りを丁寧に行うことで、体験学習がその場限りで終わることがないように働きかけていきます。 また、小中学生の体験学習のサポートを目的にグループ化された「うえる隊」が活躍できるよう、積極的にコーディネートを行っていきます。	

No. 9	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進	障害者施策課
5年度 取組 状況	障害者が地域生活で関わる場所に出向き、施設スタッフや支援者とともに、それぞれが感じている困りごとを話し合い、解決する「共生社会しかけ隊」について、地域区民センターで「みんなのまつり」をテーマに実施しました。そこで生まれた意見を合理的配慮提供のヒント集として作成・配布することで地域への障害理解が進みました。 ○共生社会しかけ隊を実施した施設数 13所（令和4年度 6所）	
6年度 取組 状況	令和6年4月から民間企業等に障害者への合理的配慮の提供が義務化になったことに伴い、「共生社会しかけ隊」の取組として、合理的配慮の提供についてのガイドブックを民間事業者等を対象に作成しています。また、「共生社会しかけ隊」の取組について、医療機関を対象に実施する予定です。	
方向性	障害者への合理的配慮提供の考え方を広げていくために、令和6年度に作成するガイドブックを広く周知するとともに、区職員に加え、障害当事者、関係団体等に研修会を実施していきます。また、共生社会しかけ隊の取組を広げていくために、ガイドブックとヒント集を活用し、引き続き普及啓発を図っていきます。	